

外国株券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(売買単位) 第2条 (略) 2 外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものに限る。）及び外国受益証券発行信託の受益証券（以下「外国投資信託受益証券等」という。）の売買単位は、 <u>次の各号に定める当該外国投資信託受益証券等の円換算価格の区分に従い、当該各号に定めるところによるもの</u> とする。ただし、当該外国投資信託受益証券等の発行者の本国における法制度等から、これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。	(売買単位) 第2条 (略) 2 外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものに限る。）及び外国受益証券発行信託の受益証券（以下「外国投資信託受益証券等」という。）の売買単位は、 <u>円換算価格が5,000円未満の銘柄は10口（投資法人債券に類する外国投資証券にあっては、1証券を1口とする。以下同じ。）単位とし、それ以外の銘柄は1口単位とする。</u> ただし、当該外国投資信託受益証券等の発行者の本国における法制度等から、これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。
(1) <u>500円未満の場合 100口（投 資法人債券に類する外国投資証券にあつ ては、1証券を1口とする。以下同じ。） 単位</u>	(新設)
(2) <u>500円以上5,000円未満の場 合 10口単位</u>	(新設)
(3) <u>5,000円以上の場合 1口単位</u>	(新設)
(売買単位の変更) 第3条 (略) 2 上場銘柄が外国投資信託受益証券等である場合において、終値平均が次の各号に定める場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位に変更するものとする。ただし、当該銘柄の流通状況又は当該銘柄の発行者の本国における法制度等か	(売買単位の変更) 第3条 (略) 2 上場銘柄が外国投資信託受益証券等である場合において、終値平均が次の各号に定める場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位に変更するものとする。ただし、当該銘柄の流通状況又は当該銘柄の発行者の本国における法制度等か

ら、当該各号に定める単位に変更することが適当でないと当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を据え置くものとする。

(1) 売買単位を10口とする銘柄（以下「10口単位銘柄」という。）又は売買単位を1口とする銘柄（以下「1口単位銘柄」という。）の終値平均が100円未満の場合 100口単位

(2) 売買単位を100口とする銘柄（以下「100口単位銘柄」という。）の終値平均が500円以上5,000円未満の場合又は1口単位銘柄の終値平均が100円以上1,000円未満の場合 10口単位

(3) 100口単位銘柄又は10口単位銘柄の終値平均が5,000円以上の場合 1口単位

3 (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成22年4月5日から施行する。

ら、当該各号に定める単位に変更することが適当でないと当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を据え置くものとする。

(新設)

(1) 売買単位を1口とする銘柄の終値平均が1,000円未満の場合 10口単位

(2) 売買単位を10口とする銘柄の終値平均が5,000円以上の場合 1口単位

3 (略)